

川島町農業委員会 8月定例会 会議録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月) 午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 横田 正雄 | 2番 小高 春雄 |
| 3番 宇津木 忠明 | 5番 染谷 和廣 |
| 6番 稲毛 茂作 | 7番 遠山 いづみ |
| 9番 木村 悟 | 10番 山崎 清 |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-------|------------|--------|
| 中山地区 | 関口 孝美 | |
| 伊草地区 | 鹿山 日出男(欠席) | |
| 三保谷地区 | 鈴木 健 | 松本 二三男 |
| 出丸地区 | 岡田 茂雄 | |
| 八ッ保地区 | 福島 和利 | 木村 淳一 |
| 小見野地区 | 杉山 進 | 永瀬 芳和 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 県許可等の状況について

第5 議 案

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件
- (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見照会の件

- (5) 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に関する意見照会の件
- (6) 議案第6号 土地改良事業参加資格申出に係る申出の承認について
- (7) 議案第7号 地域計画策定にかかる目標地図(案)の決定承認について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一 (欠席)
 事務局次長 滝瀬 一也
 事務局員 石黒 浩基
 書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局次長	農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (8番 横川委員、9番 木村委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 報告事項はありませんでした。
議長	日程第4「報告」 報告第1「県許可等の状況」について、事務局から説明を求めま

す。

事務局

「県許可等の状況」について説明を行った。

議長

ただいまの報告事項について、質疑を求めます。

(質疑なし、次の日程に移る)

議長

日程第5「議案」

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第1号番号1について説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

山崎委員

番号1について補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。

(質疑なし)

議長

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第2号番号1について説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

横田委員

番号1について補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。

(質疑なし)

議長	議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第 3 号番号 1 について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
山崎委員	番号 1 について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし)
議長	議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号は、関連がありますので、一括で事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号について説明を行った。
議長	事務局の朗読・説明が終わりましたので、質疑を受けます。
木村（悟）委員	再配分とは、自分で耕作するとなった時に戻すということか。また、そういった事例はあるのか。
事務局	再配分については、多くあります。集積と集約を進めており、再配分では、耕作者へ集約するケースが一番多いです。
木村（悟）委員	自分で耕作する場合、公社からお金をもらい耕作するということか。
事務局	そうなります。自作中間となります。

木村（悟） 委員 事務局	新しく耕作する人が見つかった場合、どかなくてはいけないのか。 いいえ、自作中間が優先されます。自作中間が出来なくなった時に、町と公社で考えます。
木村（悟） 委員 事務局	集約されないのではないか。 集約にはつながらないが、10年先、20年先を考えたときに、メリットがあります。
木村（悟） 委員 事務局	広い土地に集約すれば、一人の人が耕作できるが、その中で自作中間の人がいると集約できないのではないか。 法律上強制力がないため、自作中間の方にどいていただくことは、できません。
稲毛委員	返還された土地を探してもらえる理想的な制度だが、実際は借り手がない状況で、荒れている水田がある。耕作者の減少や高齢化だけでなく、新規参入の方が畑を希望しており、多くの案件で課題がある。
事務局	町外者、農地所有適格法人でのフォローができるように、事務局としては動いております。
山崎委員	借受耕作者 N011 について事務局に確認します。通勤時間が1時間以上かかると思うが、耕作は可能なのか。また、川島でどのくらい耕作しているのか。
事務局	3年前から他の耕作者と協力し、野菜類の作付けを行っております。今年度から独立の方向でジャガイモの作付けをし、空き家対策の関係もあり、物件の提案もしております。

関口委員	農地中間管理事業の対象になる農地はどれくらいか。
事務局	農地中間管理事業において対象となる農地面積は、約 1 3 0 0 ha になります。貸借しているのは、約 8 0 0 ha になります。
	質疑終結
議長	議案第 7 号「地域計画策定にかかる目標地図（案）の決定承認について」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第 7 号番について朗読・説明を行った。
議長	事務局の朗読・説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (質疑なし)
議長	日程第 6 「その他」について事務局から説明を求めます。
事務局	① 農地パトロールの実施について ② 令和 6 年度農地利用最適化活動活性化研修会について
議長	事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし)
議長	以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。 (農地利用最適化推進委員 退出)
議長	再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。 (質疑なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の申請については、「許可」とすることに決定しました。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可相当」とすることに決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可相当」とすることに決定いたしました。

議長 議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見照会の件」について、原案どおり「承認」とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)」

の意見照会の件」について、原案どおり「承認」とすることに決定しました。

議長

議案第5号「農用地利用配分計画（案）に関する意見照会の件」については、原案に対し、「支障なし」としたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしと認め、議案第5号「農用地利用配分計画（案）に関する意見照会の件」については、原案に対して「支障なし」と意見することに決定しました。

議長

議案第6号「土地改良事業参加資格申出承認の件」については、原案どおり「承認」することとしたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしと認め、議案第6号「土地改良事業参加資格申出の承認の件」については、原案どおり「承認」することに決定しました。

議長

議案第7号「地域計画策定にかかる目標地図（案）の決定承認」については、原案どおり「承認」することとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしと認め、議案第7号「地域計画策定にかかる目標地図（案）の決定承認については、原案どおり「承認」することに決定しました。

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和6年8月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋治

8 番 横川委員

横川 公久

9 番 木村委員

木村 悦

